

令和7年度

事業計画書(案)

自:令和 7 年4月 1日

至:令和 8 年3月31日

社会福祉法人

外ヶ浜町社会福祉協議会

1 基本理念

『全ての住民が、健やかに安心して暮らせるまちづくり』

2 基本方針

少子高齢化の急速な進行や過疎化、経済情勢の変化により、地域の生活課題はますます複雑かつ多様化している。

住民の生活課題の解決へ地域の方の協力を得ながら、お互いに助け合い自立した生活ができる福祉社会の実現に向けて事業の推進を図る。

介護保険事業は厳しい状況が続いている、事業状況の推移をみながら持続可能な経営を図る。

地域福祉活動の中核として社会福祉協議会の果たす役割はますます増大してきている。基本目標である

1. 地域の住民で支え合うまちづくり
2. 安心して暮らせるまちづくり
3. みんなで学び活動の輪を広げるまちづくり
4. 地域福祉活動を支える基盤づくり を基に、関係機関との連携を深めボランティアをはじめ広く住民の参加を得ながら、人と人との絆や地域の助け合いのシステムを構築し、「全ての住民が、健やかに安心して暮らせるまちづくり」に向けて事業を実施する。

3 重点目標

(1) 組織基盤の強化

事業を効果的に実施するため、事業所間の連絡調整の強化、行政をはじめ関係機関との連携を密にする。経営執行機関としての理事会、事業や会計を監査する監査会、議決機関としての評議員会を通じて法人の基盤強化を図る。

(2) 在宅福祉サービスの充実

できるだけ在宅で生活できるよう 在宅介護サービスの充実に努めるとともに、様々な福祉サービスと一体となったサービス提供により、在宅生活を支援する。

(3) ボランティアの発掘育成

社会福祉の担い手として、公私の社会福祉関係者、住民・ボランティアが主体的に参加できるような支援を図る。

(4) 持続可能な介護保険事業の経営

事業状況を分析し、持続可能な事業形態を模索する。

4 実施事業

1. 組織運営

事業が円滑に実施されるよう、各種会議、関係機関との連携及び組織内の連絡調整を図り、法人組織基盤の強化を目指す。

(1) 会議の開催

- ①会長・副会長会議の開催（随時）
- ②理事会の開催（年5回予定）
- ③評議員会の開催（年2回予定）
- ④監査会の開催（年3回予定）
- ⑤経営部会の開催（必要に応じて）

(2) 組織管理及び職員体制の整備

- ①苦情解決体制の整備
- ②自己評価による評価、改善
- ③職員研修の計画的な実施
- ④個人情報保護体制の整備
- ⑤介護福祉士等資格取得支援制度の実施
- ⑥介護報酬改定に伴う職員の処遇改善

2. 地域福祉活動事業のための基盤強化

人口減少により、社協会費や共同募金配分金が減少する中、財源を確保し、地域福祉活動のための基盤強化を図る。

(1) 社協会費の確保

(2) 共同募金運動による配分金の確保

3. 小地域の見守り活動の推進及び住民支え合い事業

地域のひとり暮らし高齢者や障害者世帯を対象に、住民自らが主体的に見守りや声掛け活動を行い、様々な住民による重層的な地域のネットワーク活動の推進を図る。

(1) 緊急通報システム福祉安心電話サービス事業（町補助金）

緊急時の通報システムである福祉安心電話サービス事業の登録された設置世帯の近隣等の協力員を中心にして見守りや声掛け、緊急時の訪問活動を行う。

(2) そとがはまふれあいネット事業（協力員による声掛け・見守り活動）

(3) ふれあいサロン活動への支援

地域住民の自主的な運営のために、必要な情報の提供や助言を行う。

4. 当事者の社会参加の推進

当事者同士の交流を図り、社会参加の推進を図る。

(1) ひとり暮らし高齢者昼食会（共同募金配分事業）

概ね75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、集い、親睦を図ることで外出機会づくり、孤立感の解消を図る。年5回開催予定

(2) 福祉団体育成事業

当事者組織の各種福祉団体に対して、自主・自発的運営を支援する。

- ①老人クラブ連合会及び単位老人クラブ
- ②障害者福祉会
- ③母子寡婦福祉会

5. 相談、生活支援体制の充実

日常生活の各課題等に対して支援することで、生活の安定を図る。

(1) 心配ごと相談事業

地域住民の日常生活上の相談に応じ、助言や専門相談機関への紹介等により問題解決を図る。

(2) 包括的相談支援事業（町受託）

福祉事務所未設置町において一次的な相談対応、事業の利用勧奨などの相談業務を行う。

(3) 配食サービス事業（町受託）

ひとり暮らしの高齢者等食事の困難な方に対して、栄養のバランスのとれた食事の提供を配食により行うとともに、併せて安否確認を行う。

（週3回上限） 蟹田地区、平館地区で実施。

(4) 移送サービス事業

公共交通機関を利用して通院が困難な高齢者や障害者に対して、通院のための移動を支援する。

(5) 障害者移動支援事業（町受託）

町からの委託により、車と利用者によっては介助者を派遣し、障害者に対して外出支援を行う。

(6) 日常生活自立支援事業

判断能力の充分でない方に対して、日常の金銭管理等の支援を行う。
基幹的社協（青森市社協）との契約により実施

(7) たすけあい資金貸付事業

一時的に生活に困窮したり緊急に必要なときに、3万円を限度額として貸付を行う。

(8) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託）

県社会福祉協議会からの委託により、低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、資金の貸付のための相談、申込を行う。

(9) 除雪サービス事業

高齢者のみ及び障害者世帯等に対し、行政との協力により行う。

(10) 出産お祝い事業（共同募金配分事業）

町内に住所を有する満1歳未満のお子さんを養育する保護者に対して紙おむつを支給し、新しい町民の出生を祝福する。

(11) ひとり親家庭入学祝い品事業（共同募金配分事業）

小学校、中学校の入学者へ祝い品を贈呈する。

(12) 交通空白地有償運送事業（町受託）

タクシー等の利用が困難な地域を対象に日常生活の支援を図るために地域の有償ボランティアによる運転手と車を提供する。

(13) 生活困窮世帯に対する緊急時の食料品の提供

一時的に食べる物がない方に対し、青森県社会福祉協議会が実施しているフードバンク事業により食料品を譲り受け、提供する。

6. ボランティア活動の育成・支援

ボランティア活動者を支援し、住民参加の福祉活動の推進を図る。

(1) ボランティアセンター設置事業

社協事務局内にボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する相談に応じるとともに、ボランティアとして登録、名簿の作成、ボランティアニーズがある場合に、活動のあっせんを行う。

(2) ボランティア研修事業

各種ボランティアの研修会を行う。

(3) ボランティア推進校事業（共同募金配分事業）

町内の小・中学校を推進校として指定し、活動を通じて、社会福祉に関心を持ってもらい、ボランティア精神の醸成を図る。

(4) ボランティア活動保険への加入促進

安心して活動するための環境整備の一環として保険の費用を助成。加入促進を図る。

(5) 災害ボランティアセンターの設置

災害時に町と連携し、必要に応じてセンターを立ち上げ、ニーズ把握やボランティア活動の調整を行う。

7. 介護保険事業等の経営

質の向上と法令遵守に努め、健全な経営を図る。

(1) 居宅介護支援事業

介護支援専門員が介護が必要な方へのマネジメントを提供する。また、在宅介護を支援するために在宅介護支援センターを受託する。

(2) 通所介護事業

蟹田通所介護事業所においてデイサービスの提供を行う。また、在宅介護を支援するために、必要に応じて時間延長サービスを実施する。併せて、予防通所介護及び生きがいデイサービス事業も実施する。

(3) 訪問介護事業

効率的な管理とサービスの質の向上に努め、できるだけ在宅生活を継続できるよう支援する。また併せて、予防訪問介護も実施する。

(4) 特別養護老人ホーム「あんじんの郷」

定員30名のユニット型個室の入所施設として、利用してくださる一人一人の尊厳を守り、利用してよかったですと思ってもらえる施設を目指し日々サービスの向上に努める。生活保護世帯も入所できるよう法人減免を実施する。

(5) 短期入所生活介護事業

特別養護老人ホーム「あんじんの郷」併設で短期入所生活介護事業所として、短期入所生活介護（ショートステイ）の提供を行う。

併せて、予防短期入所生活介護も実施する。入所定員6名。

(6) 障害福祉サービス事業

① 居宅介護、重度訪問介護

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの提供を行う。

② 移動支援事業の実施（町受託・再掲）

8. 高齢者生活福祉センター等の管理及び受託運営

外ヶ浜町平館高齢者生活福祉センター「やすらぎの郷」の管理と生活支援ハウスの受託運営。居住部門10室、ミドルステイ1室

9. 指定管理者施設の管理運営及び受託事業の実施

指定管理の協定をした「蟹田在宅介護支援センター等」の管理運営を行うとともに、各種受託事業を実施し住民サービスに努める。

(1) 外ヶ浜町蟹田在宅介護支援センター等の指定管理

在宅介護支援センター及びデイサービスセンターの管理運営。

(2) 「食」の自立支援事業・日常生活支援総合事業（町受託・再掲）

- (3) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託・再掲）
- (4) 介護予防サービス計画作成等事業（町受託）
　　居宅介護支援事業所で実施
- (5) 生活支援コーディネーター業務事業（町受託）
- (6) 包括的相談支援事業（町受託・再掲）

10. 広報、啓発事業

住民に対する福祉情報の提供、啓発事業により福祉の心の醸成に努める。

- (1) 広報紙の発行
　　活動や福祉に関する情報提供のため、全世帯へ配布する。（年4回）
- (2) ホームページ、フェイスブックによる社協の紹介、啓発事業
　　透明性のある運営を図るため、積極的に情報公開を行う。
- (3) 第18回外ヶ浜町社会福祉大会の開催
　　町民へ福祉の啓蒙普及を図るため、開催する。
- (4) 講座等を通じた啓発活動